

第 5 4 号 議 案

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
6 2 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和
6 2 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号ただし書中「及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備
計画区域」を「、篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域及び篠町夕
日ケ丘西地区地区整備計画区域」に改め、同項第 3 号ただし書中
「及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン」
を「、篠町夕日ケ丘東地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン
及び篠町夕日ケ丘西地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーン」
に改める。

別表第 1 篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域の項中「篠町篠牙ケ
尾地区」を「篠町夕日ケ丘東地区」に改め、同表に次のように加え
る。

篠町夕日ヶ丘西地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町夕日ヶ丘西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
篠町篠洗川地区地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画篠町篠洗川地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 篠町篠牙ヶ尾地区地区整備計画区域の部中「篠町篠牙ヶ尾地区」を「篠町夕日ヶ丘東地区」に改め、「及び工作物」を削り、同表に次のように加える。

篠町夕日ヶ丘西地区地区整備計画区域	工業施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (4) 令第130条の7に規定する規模の畜舎 (5) 住宅 (6) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（本ゾーン内に立地する事業所が、当該事業所の従業者のために設置するもの又は研修等のために設置する宿泊施設を除く。） (7) 兼用住宅 (8) 店舗、飲食店等 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 集会場又は集会所 (11) 公衆浴場 (12) 診療所 (13) 認定こども園 (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (15) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業者の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (16) 図書館、博物館その他これらに類するもの (17) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (18) 自動車教習所	1,500平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。
-------------------	---------	--	-------------	--	---

	(19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (20) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
生活利便施設・関連施設ゾーンA	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 住宅 (7) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (8) 兼用住宅 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (10) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (12) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設	150 平方メートル		敷地境界線のうち、道路境界線（道路の隅切部分を除く。）からの距離については、1メートルとする。 ただし、市道中矢田篠線の道路境界線からの距離については、3メートルとする。

		設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）			
生活利便施設・関連施設ゾーンB		次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。） (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (7) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。） (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物 (9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。） (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）	100 平方メートル		

篠町篠洗川 地区地区整備 計画区域	Aゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校、図書館、その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物			
	Bゾーン	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 病院 (2) 診療所 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 前各号の建築物に附属するもの			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 篠町篠牙ヶ尾地区地区整備計画区域の名称を篠町夕日ヶ丘東地区地区整備計画区域に変更したことに伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、篠町夕日ヶ丘西地区地区整備計画区域内及び篠町篠洗川地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。